

秋田市告示第121号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和5年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

秋田市長 穂 積 志